

## 入札説明書等に関する質問及び回答(第1回)

### 京都市立小中学校耐震化PFI事業

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	
1	入札説明書	2	第2	4			事業内容	特殊工法の場合、特許所有企業への施工委託は可能でしょうか。	入札説明書P.5第32(1)ウのとおり、特殊工法の採用有無によらず、耐震補強工事は応募者が自ら実施する必要があります。ただし、通常の下請負契約(建設業法第22条等の関係法令に抵触しないものに限る。つまり、いわゆる一括下請負に該当しないものに限る。)に基づき、工事の主たる部分ではない一部について委託、又は請け負わせることは可能です。「実施方針に関する質問及び回答 京都市立小中学校耐震化PFI事業」(平成21年4月24日公表)のNo.22の回答も御参照ください。	
2	入札説明書	6	第3	2	(2)	ア(オ)	応募者の基本的参加資格要件	施工実績としては「述べ床面積2,000㎡以上の鉄筋コンクリート造の耐震改修工事」とありますが、1契約物件での述べ床面積と考えてよろしいでしょうか。	1契約物件での述べ床面積ではなく、1棟の延べ床面積とします。この場合、例えば①-1棟から①-5棟のように、建築年度が異なっても構造上ひとつの棟であるときは、1棟であることとします。	
3	入札説明書	6	第3	2	(2)	イ(ウ)	耐震二次診断、耐震補強設計、耐震二次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定取得に当たる者の参加資格要件	「耐震改修計画書を作成した実績」とありますが、耐震改修計画書とは今回参考資料として貸与頂いた事業対象校の耐震二次診断報告書と同等のものと考えて差し支えないでしょうか。	「耐震改修計画書を作成した実績」とは、耐震補強計画について説明した資料(第三者機関の判定が取得されたものに限る。)を作成した実績を指します。	
4	入札説明書	6	第3	2	(2)	イ(エ)	耐震二次診断、耐震補強設計、耐震二次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定取得に当たる者の参加資格要件	(財)日本建築防災協会発行の2001年改訂版「鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針同解説」をテキストに、耐震診断・改修講習会運営会議主催の講習会を受講、修了しましたが、これは資格要件を満たすと解釈して宜しいでしょうか。(別添:受講修了証)	御解釈のとおりです。	
5	入札説明書	6	第3	2	(2)	ウ(ウ)	工事監理に当たる者の参加資格要件	「耐震改修計画書を作成した実績」とありますが、耐震改修計画書とは今回参考資料として貸与頂いた事業対象校の耐震二次診断報告書と同等のものと考えて差し支えないでしょうか。	No.3の回答を御参照ください。	
6	入札説明書	6	第3	2	(2)	ウ(エ)	工事監理に当たる者の参加資格要件	(財)日本建築防災協会発行の2001年改訂版「鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針同解説」をテキストに、耐震診断・改修講習会運営会議主催の講習会を受講、修了しましたが、これは資格要件を満たすと解釈して宜しいでしょうか。(別添:受講修了証)	御解釈のとおりです。	
7	入札説明書	18	第3	4	(6)		入札保証金	入札保証金の額は事業者入札金額による金額と考えればよろしいでしょうか。	入札保証金の額は、当該応募者の入札金額の100分の5以上に相当する額となります。ただし、契約保証の予約の場合は、100分の10以上に相当する額となります。	
8	入札説明書	21	第5	5	(1)		市と選定事業者の責任分担基本的考え方	2次診断や補強設計の結果、1次診断で予見出来ない内容になった場合の追加費用についてはどのようにお考えでしょうか。	選定事業者は、耐震第二次診断を実施する必要があります。入札時と比較して、耐震第二次診断や耐震第二次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定取得等の実施時点において費用の増減があったとしても、原則として費用の増減額は行いません。	
9	入札説明書	28	別紙	1	(1)	①	ウ	耐震補強業務のサービス対価前金払分	前渡金の請求・支払い時期については事業者が22年4月1日から工事完成の間で、いつでも請求する事が出来ると考えればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、契約書(案)P.25第55条11項の規定に留意してください。
10	要求水準書	8	第2	1	(4)	②	ウ	現場作業時間	原則として、日曜日及び祝日は施工しないこととなっておりますが、5月の連休等も祝日として考え施工できないのでしょうか。	日曜日及び祝祭日であれば、原則として施工不可です。
11	要求水準書	11	第2	1	(3)	⑨	ア	室内濃度の測定	耐震補強工事に関連して室内で工事をした部屋については、測定対象化学物質の濃度測定を行うとありますが、同仕様の工事を複数教室で行った場合は、代表的な部屋を測定することで宜しいでしょうか。	全ての室内で実施してください。
12	要求水準書	12	第2	1	(4)	⑩		京都市立小学校冷房化事業による空調設備への配慮	PFIエアコンの移設が必要な場合は冷房SPCが別途、京都市と契約を行い実施すると思いますが、移設工事の時期が工程に影響すると思われます。契約後すぐに冷房SPCとの打ち合わせは可能でしょうか。	可能です。ただし、当然ながら本市及び冷房SPCとの日程調整が必要です。
13	要求水準書	21	第2	2	(2)		耐震補強計画の策定	各校に2m以上の持ち出し寸法であるバルコニーを有する校舎が有り、閉鎖されている所や避難器具を設置されている所があります。このバルコニーはどのような位置付けになるのでしょうか。もし、避難バルコニーであるということであれば、使用上問題のない範囲で、耐震補強上証明できる程度の持ち出し寸法に先端をカットすることが可能と考えて宜しいでしょうか。	現在閉鎖されている箇所や避難器具が設置されている箇所については、選定事業者が市と当該校と協議を行い、市と当該校の承諾を得れば、選定事業者が実施する耐震補強工事の一環として、学校教育活動や災害時の避難等に問題のない範囲で、先端をカットすることは可能です。ただし、当該箇所の意匠及び周辺の利用状況等に充分に配慮することが必要です。	

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答
14	様式集						様式31, 32, 33	4校の計画をまとめたものをA4版1枚に表記すると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
15	現地見学会						現地見学会の実施	事業の提案を作成する中で、ある程度プランが進んだ段階で現地見学会を開催していただきたいのですが可能でしょうか。	現時点では、入札説明書P.11第3 3(4)に規定した第2回現地見学会以外は、開催する予定はありません。
No.4とNo.6の別添									